

・公園を占有する場合

占有物件	単位	使用料
電柱、電話柱、支柱、支線等	電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)別表第1第2号単位の欄に掲げる単位及び宅地の欄に掲げる額	
郵便差出箱及び信書便差出箱並びに地下埋設物	それぞれ高松市道路占用料徴収条例(昭和28年高松市条例第11号)別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の款郵便差出箱及び信書便差出箱の項及び法第32条第1項第2号に掲げる物件の款に掲げる区分による単位及び占用料の額	
興行又は運動会、競技会、集会、展示会、博覧会、演奏会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	使用面積1平方メートルにつき 1日	44円
その他上記に定めるもの以外のもの	上記に準じてその都度市長が定める額	

・行為をする場合

種別	単位	使用料
興行を行う場合	使用面積1平方メートルにつき1日	円 30
運動会、競技会、集会、展示会、博覧会、演奏会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用する場合		15
電源を使用する場合	1時間につき230円を加算する。	
その他上記に定めるもの以外のもの	上記に準じてその都度市長が定める額	

※ 1件の使用料が100円に満たないときは100円とし、100円を超える使用料の10円未満の端数は切り捨てる。

※ 使用料の額が面積又は長さを単位として定められている場合は、1平方メートル未満の端数は1平方メートルに、1メートル未満の端数は1メートルに、それぞれ切り上げる。

※ 使用期間が1月に満たないもの(電源を使用する場合にあっては、その使用期間が1月以上のものを含む。)の使用料については、同項の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。